

1 ひとり親家庭の 新しい一歩の為に



◎ひとり親家庭とは、母子・父子・寡婦家庭のことをいいます。

●母子家庭・父子家庭とは?●

現に配偶者がなく、次のいずれかに該当する方が20歳未満の子どもを育てている家庭をいいます。

- 配偶者と死別した方
- 配偶者と離別した方
- 配偶者の生死が不明な方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって働けないため、その扶養を受けられない方
- 結婚によらないで母または父となった方

●寡婦とは?●

現に配偶者のいない方で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子どもを育てていた方をいいます。

※各制度によって対象となる方は異なります。

ひとり親家庭となった際の手続き等

未婚の場合

- ①養育費・面会交流
- ②子どもの認知
- ③出生届の提出
- ④出産育児一時金
- ⑤健康保険の届出
- ⑥各種手当・助成の申請
- ⑬ひとり親控除

離別の場合

- ⑦養育費
- ⑧面会交流
- ⑨養育費に関する公正証書作成費等補助金
- ⑩財産分与・慰謝料
- ⑪子の戸籍・入籍届
- ⑫国民年金
- ⑬国民健康保険
- ⑭各種手当・助成の申請
- ⑮園・学校の手続き
- ⑬ひとり親控除
- ⑭寡婦控除

死別の場合

- ⑯国民健康保険
- ⑰葬祭費
- ⑱遺族基礎年金
- ⑲寡婦年金
- ⑳死亡一時金
- ㉑遺族厚生年金
- ㉒遺産分割
- ㉓ひとり親控除
- ㉔寡婦控除



未婚の場合

問合せ先

① 養育費・面会交流

未婚(非婚)の場合”養育費は請求できない””面会交流はできない”と思っている人もいますが、認知された子どもの場合、養育費や面会交流の取り決めをすることができます。当事者同士での話し合いや取り決めが難しい場合、家庭裁判所の調停を申し立てることができます。

(P.6⑦養育費、P.6⑧面会交流、P.7を参考にしてください。)

② 子どもの認知

子どもの認知には大きく分けて(I)子どもの父親が自発的にする任意認知(胎児に対してすることも可能)と(II)自発的にしない父親に対して、子どもと子どもの母親が家庭裁判所に認知を求めて訴えを提起する(ただし、その前提として調停を申し立てる)強制認知とがあります。

認知を受けた子どもは父親と法律上の親子関係が生じるため、養育費の請求ができ、相続の権利があります。

また戸籍にも父親の氏名と認知されていることが記載されます。

③ 出生届の提出

出生届は、医師または助産婦が証明した出生証明書を添付して、出生の日を含めて14日以内に提出してください。

④ 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産した時に支給されます。なお妊娠85日以上であれば死産・流産(医師の証明が必要)でも支給されます。

他の健康保険から出産育児一時金が支給される人には、国民健康保険からは支給されません。

なお、被用者保険の被保険者(本人)であって、1年以上加入し、その資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、被用者保険から出産育児一時金が支給されますので、事前にご確認ください。

⑤ 健康保険の届出

親が国民健康保険に加入している場合、赤ちゃんも国民健康保険に加入する手続きをしてください。親が社会保険に加入している場合は勤め先での手続きとなります。

⑥ 各種手当・助成の申請

出産後より手続きが可能となります。

児童手当・特例給付、子ども医療費助成、児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成等、該当するもの手続きをしましょう。手当は申請の翌月からの支給となりますので注意が必要です。(さかのぼって支給はされません。)手当の種類等はP.11~の手当・医療費助成を参照ください。

①② 子育て家庭課

母子・父子自立支援員

☎ 059-354-8276

①②

四日市市男女共同参画センター

はもりあ四日市⇒P.46参照

① 養育費等相談支援センター

☎ 03-3980-4108

☎ 0120-965-419

✉ info@youikuhi.or.jp

①② (II) 家庭裁判所(四日市)

☎ 059-352-7185

市民課

☎ 059-354-8151

保険年金課 給付係

☎ 059-354-8161

保険年金課 資格係

☎ 059-354-8159

子育て家庭課 給付係

☎ 059-354-8083

障害福祉課 手当・医療費係

☎ 059-354-8163

親権とは…

●親権とは未成年の子どもを養育し、子どもの財産を管理して、子どもを成人させる親の責務のことをいいます。

協議離婚の場合、親権者が決まらないと離婚届を提出できません。当事者同士が決められない場合は、家庭裁判所に調停の申し立てをすることになります。

※親権のない親は、例えば手術の同意など、子どもの命にかかわることでも決定できないことがあります。



公正証書について

公正証書とは、国の機関である公証人が作成する公文書です。

当事者の合意内容を公に証明する書面になりますので、お金を支払う契約においては、強制執行認諾条項(強制執行を受けることを承知する旨の文言)をつけておけば、相手が約束を守らない場合は裁判所の判決と同様に強制執行ができます。

協議離婚の際に公正証書を作成することをお勧めします。

四日市公証人合同役場 〒510-0074 四日市市鶉の森一丁目3-15
営業時間：平日9:00～12:00 13:00～17:00 ☎059-353-3394
※以前の朝日町の住所より移転しているのでご注意ください。

離別の場合

⑦ 養育費

【養育費とは】

子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費・医療費などのこと。

★養育費は子どもの権利です。

親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務(生活保持義務)があるとされています。
子どもが自立するまでは教育費などにお金が必要です。

【取決め】

親権を持たなくなっても、親子関係は続きます。
金額や支払い方法について離婚前に決めておきましょう。
離婚後であっても子が経済的・社会的に自立するまではいつでも請求することができます。父母の話合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

【金額】

金額は父母が話し合ってお互いに納得するよう決めることが大切です。
標準的な金額については裁判所が公表している『養育費の算定表』が参考になります。『養育費の算定表』は裁判所や養育費等相談支援センターのホームページ等で見るすることができます。(双方の親の収入、子どもの人数、子どもの年齢によって異なります。)

また、その後父母の収入や環境が変わった場合など『事情の変更』があれば、増額や減額について双方が話し合っ、取り決めなおすこともできます。

⑧ 面会交流

【面会交流とは】

子どもと離れている父や母が子どもと定期的又は継続的に会って話したり一緒に遊んだりして交流すること。

★たとえ両親が離婚しても、子どもは父母どちらからも愛されていると実感できることによって安心感と自尊心を育むことができます。

【取決めの留意点】

決めておく必要があるのは、面会の時間、方法、回数、親同士が守らなくてはいけないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするのかについてをできるだけ具体的に決めておいた方がいいでしょう。

取り決め内容は父母が話し合っ、決めるのが一番ですが、それができない場合は家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

※子どもが、のびのびと過ごせるよう、子どもの気持ちや生活リズムを尊重しましょう。

約束を守る・相手の悪口を言わないなどのルールを守ることが大切です。

⑨ 養育費に関する公正証書作成費等補助金

養育費の取り決めにかかる公正証書作成費用や家庭裁判所の調停申立費用等を補助します。(上限3万円)

問合せ先

こども家庭課
母子・父子自立支援員

☎059-354-8276

四日市市男女共同参画センター
はもりあ四日市⇒P.46参照

養育費等相談支援センター

☎03-3980-4108

※ご希望により、センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。

☎0120-965-419

※携帯電話は使えませんので上記番号におかけください。

※電話相談は、
平日(水曜を除く) 10:00～20:00
水曜12:00～22:00
土曜・祝日10:00～18:00です。

✉ info@youikuhi.or.jp

※メールの回答はPCより送信しますので、迷惑メール拒否設定されている人は『ドメイン指定受信』にinfo@youikuhi.or.jpを追加して送信してください。

家庭裁判所(四日市)

☎059-352-7185

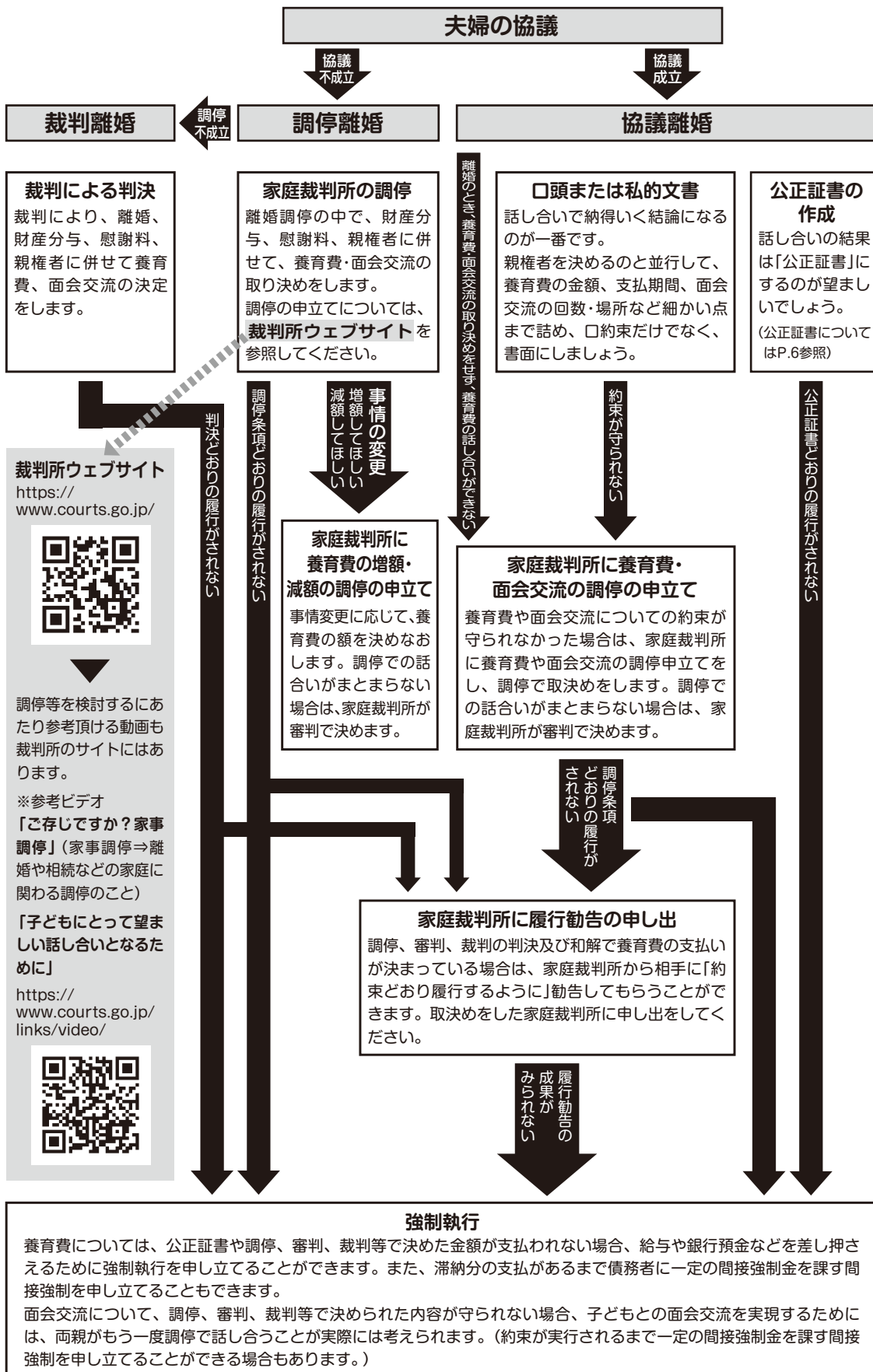
こども家庭課(総合会館)

☎059-354-8276

FAX 059-354-8061



●養育費・面会交流の手続きの流れ●





問合せ先

⑩財産分与・慰謝料

夫婦で形成してきた財産や家のローンなどがあれば、話し合っておきましょう。財産分与(離婚後2年以内)・慰謝料(不法行為から3年以内)については、後々の生活を支える上での資金になりますので、経済的な請求の権利行使について知っておきましょう。

こども家庭課
母子・父子自立支援員
☎059-354-8276
四日市市男女共同参画センター
はもりあ四日市⇒P.46参照

⑪子の戸籍・入籍届

【戸籍】

両親が離婚しても、そのままでは子どもの氏・戸籍に変更はありません。氏や戸籍を変更したい場合は離婚後、別途手続きが必要になります。

【子の入籍届】

子どもの氏・戸籍を変更したい場合は、子ども(子どもが15歳未満の場合は、親権者などの法定代理人)が申立人になり、子どもの住所地の家庭裁判所に申し立て、許可を得る必要があります。その後、本籍地または住所地の市町村役場戸籍担当に、審判書の謄本を添えて入籍届を提出します。

市民課 ☎059-354-8151

⑫国民年金

第3号被保険者(会社員などの配偶者に扶養されている人)の人は、第1号被保険者への種別変更届が必要です。

また、離婚により厚生年金の保険料納付記録を分割請求される人は、2年以内に年金事務所で手続きをしてください。

保険年金課 年金係
☎059-340-0221
四日市市年金事務所
☎059-353-5515

⑬国民健康保険

配偶者の勤務先の健康保険の被扶養者として加入している人が、離婚により国民健康保険に加入される場合は、まず社会保険の資格喪失手続きをしてください。その後資格喪失証明書の交付を受け、国民健康保険に加入するための手続きを行ってください。

保険年金課 資格係
☎059-354-8159

⑭各種手当・助成の申請

基本的には離婚後の手続きとなります。ただし調停開始の証明書やDV被害の証明書等があれば離婚前であっても手続きできるものもあります。

児童手当・特例給付、子ども医療費助成、児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成等、該当するものの手続きをしましょう。手当は申請の翌月からの支給となりますので注意が必要です。(さかのぼって支給はされません)手当の種類等はP.11~の手当・医療費助成を参照ください。

こども保健福祉課 給付係
☎059-354-8083
障害福祉課 手当・医療費係
☎059-354-8163

⑮園・学校の手続き

【保育園・幼稚園・こども園】

仕事や家庭の都合等で保育園等に入園が必要な場合は、保育幼稚園課で説明を受けてください。すでに保育園等に入園している場合は、保育料が変更になる可能性がありますので、必ず保育幼稚園課へ確認をしてください。(P.31~32参照)

【学校】

小学校・中学校に通学している児童・生徒を扶養している人で、学校集金の支払いにお困りの場合は就学費用の一部を援助しています。P.15②就学援助制度を参考にしてください。

【園】保育幼稚園課
☎059-354-8172
【小学校・中学校】の場合
⇒P.15参照



死別の場合

問合せ先

⑯国民健康保険

残された家族が、亡くなった人の勤務先の健康保険の被扶養者であった場合、国民健康保険への加入が必要になります。

また、亡くなった人が国民健康保険加入者の場合、国民健康保険証を返却してください。戸籍の死亡届を提出することで、住民票の死亡の手続きが行われ、国民健康保険の資格も喪失となりますので、国民健康保険喪失の届は必要ありません。

世帯主が亡くなられた場合、国民健康保険証の世帯主欄が変更になりますので、ご家族の保険証の差しかえが必要になります。

保険年金課 資格係

☎059-354-8159

⑰葬祭費

国民健康保険に加入している人が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

他の健康保険から埋葬料が支給される人(被用者保険の被保険者(本人)で資格喪失後3か月以内に死亡した場合)には、国民健康保険からは支給されません。

保険年金課 給付係

☎059-354-8161

⑱遺族基礎年金

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者または子に、子が18歳に到達した年度末になるまで、あるいは1・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで支給されます。(一定の保険料納付要件が必要です。)

保険年金課 年金係

☎059-340-0221

⑲寡婦年金

国民年金を10年以上納付(免除を含む)している夫が老齢基礎年金を受けずに亡くなったとき、その人に生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。(婚姻期間10年以上必要)

⑳死亡一時金

国民年金を3年以上納めた人が、どの年金も受けずに亡くなったとき、その人と生計を同一にしていた一定の遺族に支給されます。

㉑遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または被保険者であった人が、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、その人に生計を維持されていた一定の遺族に支給されます。

①厚生年金に加入中に亡くなったとき、または加入中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に亡くなったとき。(一定の保険料納付要件が必要)

②1級または2級の障害厚生年金を受けている人が亡くなったとき。

③老齢厚生年金の受給者*か受給資格期間を満した人*が死亡したとき。

* 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。(※詳細はお問い合わせください。)

四日市年金事務所

予約受付専用電話

☎0570-05-4890

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

四日市市十七軒町17-23

㉒遺産分割

①遺言書がある場合はその内容に沿って分割します。遺言書がない場合は、相続人たちが話し合い、分割の方法を決めます。話し合いでまとまらない場合、家庭裁判所で調停を行い、それでもまとまらないときは家庭裁判所が審判で決めます。

②相続税には“基礎控除”がありますので、相続する財産が基礎控除額の範囲内であれば納税の必要はありません。基礎控除額を超える場合は、相続の開始があったことを知った日(被相続人が死亡した日)の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告・納税の必要があります。

①家庭裁判所(四日市)

☎059-352-7185

②四日市税務署

☎059-352-3141



税金の控除

ひとり親(寡婦)控除を受けるためには、会社の年末調整や公的年金等の受給者の扶養親族等申告書提出の際に申告するか、所得税の確定申告書および市民税県民税申告書を提出していただく必要があります。

令和2年分所得税、令和3年度市県民税から、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除が見直されました。

●市県民税の非課税措置について

ひとり親、寡婦の合計所得金額が135万円以下の場合には、市県民税は非課税となります。
なお、未成年者、障害者も同様です。

●ひとり親(寡婦)控除適用の判定時期について

ひとり親(寡婦)に該当するかどうかは、前年12月31日(年の途中で死亡または出国する場合は、その死亡または出国の時)の状況によって判断します。

②③ひとり親控除

次のすべての要件を満たす人が対象です。

- ①現に婚姻していないこと、または配偶者の生死が不明であること
 - ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
 - ③合計所得金額が500万円以下であること
 - ④住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
- 〈控除額〉
- 所得税……35万円
市県民税……30万円

②④寡婦控除

次のA・Bいずれかに該当し、ひとり親に該当しない人が対象です。

A 夫と離別後、婚姻していない人で、次のすべての要件を満たす人

- ①扶養親族(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ②合計所得金額が500万円以下であること
- ③住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

B 夫と死別後、婚姻していない人または夫の生死が不明な人で、次のすべての要件を満たす人

- ①合計所得金額が500万円以下であること
 - ②住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
- 〈控除額〉

所得税……27万円

市県民税……26万円

問合せ先

市県民税に関すること

市民税課 市民税第1・2係 ☎059-354-8132

所得税に関すること

四日市税務署 ☎059-352-3141

※税務署では自動音声により案内しています。国税に関する一般的なご相談は、自動音声案内に従い『1』を選択してください。(国税局の税務相談員がお答えします。)